

令和5年度 行政監査実施結果

山梨県監査基準に準拠し、地方自治法第199条第2項の規定に基づき実施した令和5年度における行政監査の結果は、次のとおりである。

第1 監査の概要

1 テーマ

防災対策資機材等の整備・管理状況並びに執務室の安全対策について

2 目的

近年、大規模な地震や集中豪雨等の災害が全国各地で発生しており、本県においても南海トラフ地震をはじめ、活断層地震や豪雨、富士山噴火等の発生が危惧されるなど、大規模災害がいつ発生してもおかしくない状況にある。

こうした状況を踏まえ、令和2年度には、「本県の県有施設における利用者等の安全対策の取組状況」をテーマに、災害発生時における施設利用者や職員の安全を確保するための施設点検などの安全対策について検証する監査を行ったところである。

加えて、本年度は、災害発生時に避難住民への支援などが円滑に実施されるよう、「山梨県地域防災計画」（以下「県防災計画」という。）に定められた防災資機材等の整備及び管理の状況等を確認するとともに、防災資機材等の供給が適切に行われる体制が確保されているかの確認を行い、被害の拡大防止や早期復旧に向けた取組の確保に資するため、監査を実施した。

3 監査の着眼点

【防災資機材等の整備・管理状況】

- (1) 防災資機材及び食糧・水の調達は適切に行われているか。
- (2) 防災資機材及び食糧・水は使用可能な状況にあるか。
- (3) 防災資機材及び食糧・水は運搬可能な状況で保管されているか（転倒防止対策等）。
- (4) 防災資機材及び食糧・水の保管場所は災害想定区域内ではないか。
- (5) 防災資機材の点検責任者を定め、点検整備計画を作成して実施しているか。
- (6) 防災資機材を使用した訓練等が定期的に行われているか。
- (7) 防災資機材等の供給に係る運営体制が整えられ、訓練等が行われているか。

【執務室の安全対策】

- (8) 執務室の安全対策（重量物の転倒防止対策等）はなされているか。

4 対象事務及び対象機関

(1) 対象事務

県災害対策本部、広域救援活動拠点（県立防災安全センター）及び地方連絡本部（地域県民センター）における防災資機材や食糧・水の調達、保管管理、点検、訓練、並びに執務室に係る安全対策

(2) 対象機関

防災資機材等の整備・管理状況については、県災害対策本部、広域救援活動拠点及び地方連絡本部の防災資機材等を管理する次の5機関（9施設）を対象とした。

- 防災危機管理課（防災新館、東八代合同庁舎、県立防災安全センター）
- 中北地域県民センター（北巨摩合同庁舎）
- 峡東地域県民センター（東山梨合同庁舎）
- 峡南地域県民センター（南巨摩合同庁舎、西八代合同庁舎）
- 富士・東部地域県民センター（南都留合同庁舎、富士吉田合同庁舎）

執務室の安全対策については全機関（269機関）を対象とした。

5 実施期間

令和5年6月から令和6年1月

6 実施方法

監査対象機関に対し調書の提出を求めて書面監査を行うとともに、実地監査として現地確認及び関係職員からの聞き取りを行った。

第2 監査対象事務の概況

県における防災対策の体制、防災資機材等の整備管理は、県防災計画等において以下のとおり定められている。

(1) 災害対策本部・地方連絡本部

① 設置基準

災害の程度が一定の基準に該当するとき、知事が災害対策本部を設置する。地方連絡本部の活動は、県本部の活動開始と同時に開始する。

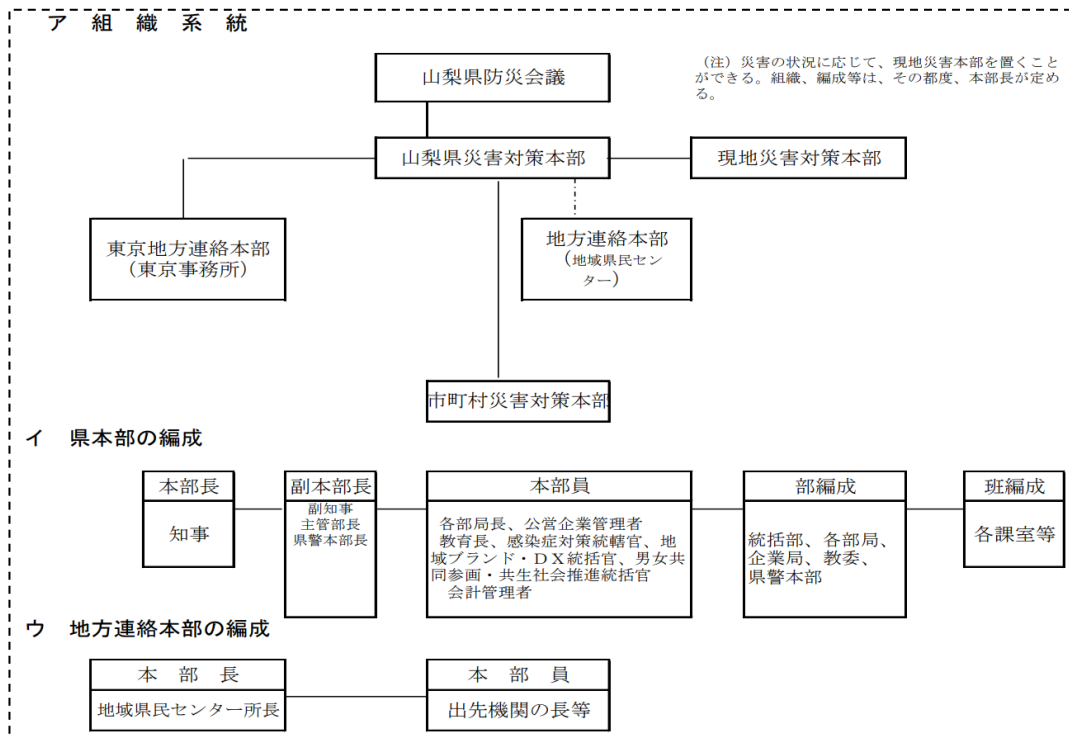
<設置基準>

- (各災害共通) 相当規模の災害が発生し、又は、発生している恐れがあり、災害応急対策を必要とするとき
- ア 風水害等
 - a 県内において洪水災害、土砂災害、豪雪災害等の相当規模の災害が発生し、又は発生している恐れがあるとき
 - b 県内に特別警報が発表されたとき
 - イ 地震
 - a 県内で発生した震度5弱・5強の地震で、相当規模の災害が発生し、又は発生している恐れがあるとき
 - b 震度6弱以上の地震が県内に発生したとき
 - c 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
 - ウ 火山噴火 富士山に噴火警戒レベル4（高齢者等避難）以上が発表されたとき
 - エ その他、本部長が必要と認めたとき。

② 設置場所及び構成

災害対策本部：防災新館4階に設置（知事＝本部長、各部局長＝本部員、統括部各班員は本庁86所属227名を予め指名）

地方連絡本部：各地域県民センターに設置（地域県民センター所長＝本部長、出先機関の長等＝本部員、各所属毎に所管業務を行うため配置人数等の定めはない）



③ 所掌事務

主なものは以下のとおり

- i 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- ii 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成、並びに当該方針に沿った対策の実施
- iii 災害予防及び被災者の救助・救護等の災害応急対策に関し、防災関係機関相互の連絡調整
- iv 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置の指示
- v 国、自衛隊、その他防災関係機関に対する支援の要請
- vi 市町村からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- vii 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- viii 緊急輸送道路の確保及び調整 等

なお、地方連絡本部の範囲内で対策を実施、又は調整できる事務は、地方連絡本部において対処する。

(2) 地方連絡本部（地域県民センター等）における防災資機材等の備蓄

地方連絡本部を設置する各合同庁舎等に、当該地域での大規模災害に迅速に対応するため、防災機材等の備蓄に努める。

<地方連絡本部に備蓄される資機材等>

ア 備蓄資機材（地域住民用：市町村の不足分の補助用）

簡易トイレ 24台 要配慮者用簡易トイレ8台 発電機 58台 ハイブリッド式発電機 6台
投光器 28台 バルーン式投光器 9台 尿尿処理用消耗品 10,100セット ブルーシート 3,200枚
毛布(真空包装) 6,000枚

イ 食糧、飲料水（本部要員用）

食糧 6,300食 飲料水 6,300リットル

(3) 広域救援活動拠点（県立防災安全センター）における防災資機材等の備蓄

県立防災安全センターは、大規模災害時の防災資機材や生活必需品を備蓄し、広域的な救援活動の拠点としての機能を果たす。

県立防災安全センターが、大規模災害時の拠点として機能できるよう、備蓄資機材等の内容に常に検討を加え、必要な物資を備蓄するとともに、各種訓練等で積極的に利用し、非常時に適切な運用が図れるよう努める。

<広域救援活動拠点に備蓄される資機材>

大型テント1張 テント18張 ドーム型テント8張 組立式水槽5台 連結式水のう1台 発動発電機21台 大型発電機2台 小型発電機16台 ハイブリッド式発電機2台 チェーンソー1台 救命ボート1台 林野火災用空中消火用水機1台 要配慮者用簡易トイレ2台 リヤカー2台 一輪車3台 軽可搬ポンプ2台 ベッド兼用タンカ50台 緊急時飲料水製造設備1機 ろ水機16台 小型浄水器2器 可搬型浄水器2台 酸素自動蘇生機4機 投光器53台 バルーン式投光器2台 作業灯116台 コードリール74台 移動式炊飯器20台 ブルーシート660枚 毛布(真空包装)2,940枚 尿尿処理用消耗品2,500セット

(4) 防災資機材等の点検、訓練

防災資機材等を保管する各機関は、点検責任者を定め点検整備計画を作成し、点検整備を実施するものとする（規格ごとの数量確認、不良品取替、機能試験実施等）。

地方連絡本部単位の地震防災応急訓練を実施する（市町村との情報収集伝達、避難指示の実施等を含む訓練）。

第3 監査結果

【防災資機材等の整備・管理状況】

(1) 防災資機材及び食糧・水の調達は適切に行われているか。

県防災計画に定められた地方連絡本部（以下「地方本部」という。）、県立防災安全センターに備えるべき防災資機材等のほか、県防災計画には定めのない県災害対策本部（以下「県本部」という。）用の防災資機材等が、防災危機管理課において調達され、防災危機管理課及び各施設において台帳管理されている。

防災危機管理課の台帳に基づく令和4年度末の備蓄状況は以下の表のとおりである。

<地方連絡本部等>

品名	所属・場所	中北地域 県民センター	峡東地域 県民センター	峡南地域 県民センター		富士・東部地域 県民センター		リエゾン用	合計 ①	県防災計画 A
		北巨摩合庁	東山梨合庁	南巨摩合庁	西八代合庁	南都留合庁	富士吉田合庁	東八代合庁		
備蓄資機材(市町村支援用)										
簡易トイレ	台	5	5	2	3	5	4	—	24	24
要配慮者用簡易トイレ	台	2	2	2	—	2	—	—	8	8
発電機	台	10	16	13	5	13	5	—	62	58
投光器	台	4	8	4	4	4	4	—	28	28
バルーン式投光器	台	2	2	3	—	2	—	—	9	9
尿尿処理用消耗品	セット	2,500	2,500	1,600	1,000	2,500	—	—	10,100	10,100
ブルーシート	枚	800	810	800	—	760	—	—	3,170	3,200
毛布	枚	2,400	1,200	1,200	—	1,170	—	3,984	9,954	6,000
食糧、飲料水(本部等用)		150人	300人	150人	150人	150人	150人	60人		
食糧	食	1,440	2,816	1,440	1,120	1,504	1,032	597	9,949	6,300
飲料水	L	900	1,800	960	756	900	648	372	6,336	6,300

品名	所属・場所	県本部	防災危機 管理課 備蓄計画 B	備蓄総数 ①+②	備蓄 計画 総数A+B
		防災新館 ②			
備蓄資機材(市町村支援用)					
簡易トイレ	台	3		27	24
要配慮者用簡易トイレ	台	—		8	8
発電機	台	8		70	58
投光器	台	8		36	28
バルーン式投光器	台	—		9	9
尿尿処理用消耗品	セット	—		10,100	10,100
ブルーシート	枚	—		3,170	3,200
毛布	枚	540		10,494	6,000
食糧、飲料水(本部等用)		650人※			1,760人
食糧	食	5,344	3,900	15,293	10,200
飲料水	L	3,924	3,900	10,260	10,200

※本庁550人＋中北建設100人

地方本部及び東八代合同庁舎の防災資機材は、災害発生時の市町村への供給を目的とし、各合同庁舎へ分散して備蓄している。県防災計画と比べ「ブルーシート」が若干少ないものの、概ね計画数量が整備・保管されている。

備蓄食糧・水は、防災危機管理課において地方本部、県本部等の職員用として、表記載の人数(1,760人)の2日分(一人1日当たり食糧は3食、水は3L)を備蓄する計画としており、いずれも計画を超えて備蓄されている。

このほか、県防災計画には無いが、防災新館には「発電機」等が備蓄されている。

また、表には記載していないが、各地方本部独自に「寝袋」「卓上コンロ」など、県本部用として防災新館に「マットレス」「テント」などの備蓄が行われている。

〈県立防災安全センター〉

品名	単位	県立防災安全センター	県防災計画	品名	単位	県立防災安全センター	県防災計画
大型テント	張	1	1	ベッド兼用担架	台	50	50
テント	張	5	18	緊急時飲料水製造設備	機	1	1
災害拠点用テント(ドーム)	張	8	8	ろ水機	台	15	16
組立式水槽	台	5	5	小型浄水器(可搬型含む)	器	5	4
連結式水のう	台	1	1	酸素自動蘇生機	機	4	4
発動発電機	台	21	21	投光器	台	57	53
大型発電機	台	2	2	バルーン投光器	台	2	2
小型発電機(ハイブリッド式含む)	台	17	18	作業灯	台	116	116
チェーンソー	台	1	1	コードリール	台	74	74
救命ボート	台	1	1	移動式炊飯器	台	20	20
林野火災用空中消火用水機	台	1	1	ブルーシート	枚	860	660
要配慮者用簡易トイレ	台	2	2	毛布	枚	2,460	2,940
リヤカー	台	2	2	尿処理用消耗品	セット	2,500	2,500
一輪車	台	3	3	段ボールベッド	セット	100	0
軽可搬ポンプ	台	2	2				

県立防災安全センターの資機材は、センターが災害発生時の広域救援活動拠点として機能することを目的として備蓄されている。県防災計画と比べ「テント」「小型発電機」「ろ水機」「毛布」が少ないものの、概ね計画数量が整備・保管されている。

対象施設における資機材等の選定や調達は防災危機管理課で行っており、食糧の更新に当たっては、「乾パン」から「アルファ米」や火や電気を使わずに加熱・加温ができる「カレーライス」などへの切り替えを行うとともに、災害時の対応を強化するために県防災計画に無い「段ボールベッド」が備蓄されるなど、調達品目の見直しが行われている。

防災資機材等の在庫確認は、2,3年に一度実施している県立防災安全センターを除く全ての施設で、毎年度、防災訓練時や年度末に行われている。

今回、防災資機材の数量確認に当たっては、防災危機管理課の台帳に基づき行ったが、入庫日の記載誤りや、台帳記載がされていないものがあった。また、台帳では富士吉田合同庁舎に備蓄されている防災資機材の一部(簡易トイレ4台、投光器4台、発電機2台)が北都留合同庁舎に備蓄されており、防災危機管理課の台帳と齟齬があった。

なお、発電機を稼働させるために必要な燃料は備蓄せず、災害時には県石油協同組合との協定に基づき供給を受けることとされている。

(2) 防災資機材及び食糧・水は使用可能な状況にあるか。

備蓄食糧・水については、全て消費期限内であり、定期的に更新されている。更新時には、炊き出し訓練での活用やフードバンクへの提供、断水時のトイレ用水としての保管延長など有効活用が図られていた。

一方、資機材については、これまで更新が行われておらず、2施設において使用できないものがあった。

(3) 防災資機材及び食糧・水は運搬可能な状況で保管されているか(転倒防止対策等)。

保管場所は、以下のとおり建物内の倉庫や機械室、敷地内の車庫や倉庫等となっている。

施設名	保管場所
北巨摩合同庁舎	庁舎内倉庫・機械室、敷地内車庫・倉庫
東山梨合同庁舎	敷地内倉庫、庁舎内発電機室
南巨摩合同庁舎	敷地内倉庫、庁舎内3階倉庫
西八代合同庁舎	敷地内倉庫
南都留合同庁舎	庁舎内4階倉庫、庁舎付属棟倉庫
富士吉田合同庁舎	敷地内倉庫
防災新館	庁舎内4階倉庫、地下1階倉庫
東八代合同庁舎	庁舎内2階倉庫
県立防災安全センター	庁舎内倉庫

建物内の保管場所は耐震対策がなされているが、敷地内に設置された保管場所の中には耐震性が不明のものがあった。

また、全ての保管場所において、周囲に倒壊のおそれのある建物はなく、破損や雨漏りはしておらず、盗難対策として施錠されている。

保管場所内の転倒防止対策等については、全ての施設において、平積み（対策の必要無し）、若しくは80%以上の対策が講じられているが、保管場所内に他の物が置かれ、すぐに搬出できない資機材があると回答した施設も1施設あった。

(4) 防災資機材及び食糧・水の保管場所は災害想定区域内ではないか。

以下の5施設が洪水浸水想定区域にある。

北巨摩合同庁舎、南巨摩合同庁舎、西八代合同庁舎、県立防災安全センター、東八代合同庁舎

これらの施設では、対策として、2施設が浸水想定より高い場所に保管しており、3施設は災害発生予想時に施設内の高い階若しくは近隣の県施設へ運搬するとしている。

(5) 防災資機材の点検責任者を定め、点検整備計画を作成して実施しているか。

防災資機材の点検は、2, 3年に一度実施している県立防災安全センターを除く全ての施設で、毎年度、防災訓練時等に行われている。

一方、県防災計画において、防災資機材の保管機関に求められている点検責任者の配置と点検整備計画の作成については、県本部及び地方本部が県防災計画で明示された機関でないため、いずれも行われていなかった。

(6) 防災資機材を使用した訓練等が定期的に行われているか。

地方本部の設置される各地域県民センターにおいては、防災訓練時に資機材を用いた訓練を実施している。県立防災安全センターでは、近年の災害発生状況を踏まえた訓練を不定期で実施している。

(7) 防災資機材等の供給に係る運営体制が整えられ、訓練等が行われているか。

各地方本部備蓄資機材の市町村への供給は、「物資班マニュアル」によると原則として「物資調達・輸送支援システム」による市町村からの要請を受けた県本部が決定し、地方本部へ指示がなされることとなっている。

訓練については、各地方本部では実施していないが、前述のシステム上で市町村から県本部への要請を受け供給する流れについて行われている。

【執務室の安全対策】

(8) 執務室の安全対策（重量物の転倒防止対策等）はなされているか。

対象機関は269だが、複数の執務室を有する機関があるため、回答数は対象機関数より多い295となっている。

※「執務室」とは職員が常駐して執務している場所(教室、倉庫、学校の体育館は調査対象外)

ア 執務室に設置している備品等の転倒、落下防止対策を講じているか。

約7割(207)の執務室において80%以上の備品などに対して対策を講じている。

項目	該当する執務室数	割合
① 対策を講じてある	145	49.2
② 一部(概ね20%)の対策を講じていない	62	21.0
③ 一部(概ね50%)の対策を講じていない	30	10.2
④ 一部(概ね80%)の対策を講じていない	19	6.4
⑤ 対策を全く講じていない	32	10.8
⑥ 対象となる備品等がない	7	2.4
合計	295	

イ アにおいて「②～④一部(概ね 20%～80%)の対策を講じていない」又は「⑤対策を全く講じていない」は、その理由を①～⑤の中から選択

項 目	該当する執務室数	割合
① 優先順位をつけるなど、計画的に行っている	6 2	4 3. 3
② 費用がかかり、予算等の確保が困難	1 2	8. 4
③ 対策を行う時間的余裕がない	1 0	7. 0
④ 一時的な保管・設置のための備品	7	4. 9
⑤ その他	5 2	3 6. 4
合計	1 4 3	

(⑤その他の主な理由)

- ・転倒防止措置が必要との認識がなかったため。
- ・職員から離れたところに設置されている備品であり、地震により転倒等があった場合でも、職員に被害を与える可能性が少ないため。
- ・窓際に設置されているなど固定が難しい箇所があるため。
- ・借受財産であり、転倒防止器具で固定するための壁等への穴開けが困難であるため。

ウ 職員の中に災害対策本部要員がいるか。

項 目	該当する執務室数	割合
① いる	1 2 1	4 1. 0
② いない	1 7 4	5 9. 0
合計	2 9 5	

※ 本部要員のいる執務室(1 2 1)と対策状況との関連をみると、約8割(9 4)の執務室において概ね8 0%以上の備品に対して対策を講じている。

項 目	該当する執務室数	割合
① 対策を講じてある	6 9	5 7. 0
② 一部(概ね 20%講じていない)	2 5	2 0. 7
③ 一部(概ね 50%講じていない)	1 3	1 0. 7
④ 一部(概ね 80%講じていない)	7	5. 8
⑤ 対策を全く講じていない	7	5. 8
⑥ 対象となる備品等がない	0	0
合計	1 2 1	

エ 災害発生時も、執務室内で行わなければならない非常時優先業務があるか。

項 目	該当する執務室数	割合
① ある	207	70.2
② ない	88	29.8
合計	295	

※ 非常時優先業務が行われる執務室（207）と対策状況との関連をみると、約7割（145）の執務室において概ね80%以上の備品に対して対策を講じている。

項 目	該当する執務室数	割合
① 対策を講じてある	106	51.2
② 一部（概ね20%講じていない）	39	18.8
③ 一部（概ね50%講じていない）	18	8.7
④ 一部（概ね80%講じていない）	14	6.8
⑤ 対策を全く講じていない	29	14.0
⑥ 対象となる備品等がない	1	0.5
合計	207	

第4 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。なお、意見の内容については、監査実施機関等に文書で通知し、監査の結果とともに公表する。

1 防災資機材等の備蓄数量の見直しについて

監査対象とした5機関(9施設)においては、県防災計画等に定められた品目や数量が概ね適正に備蓄されていた。

しかし、各地方本部の食糧・水を除く防災資機材数は、県全体の備蓄数を機械的に分散したものとのものであり、リスクを分散するメリットは認められるが、市町村への迅速な供給を考え、管内市町村の人口や被害想定、備蓄状況も勘案した数量への見直しを検討されたい。

また、食糧・水の備蓄については、災害対応職員用として、対応の長期化や本県以外の応援職員用の余裕分を含め1,760人分(本庁550、各合同庁舎150等)を備蓄する計画であるが、県本部統括部班員227人に対して550人分、東山梨合同庁舎のみが300人分となっているなど、災害発生時の要員数と合致していないと思われる。県全体に分散備蓄する意義は理解できるが、各地域における災害に確実に対応するためにも県本部、地方本部の要員数に応じた備蓄数量への見直しを検討されたい。

2 防災資機材等台帳の正確な記載について

防災資機材等については、防災危機管理課及び各備蓄施設においてそれぞれ台帳が作成されている。

しかしながら、防災危機管理課の台帳において、記載誤りや記載漏れがあった。また、防災危機管理課の台帳と違う場所に備蓄されている資機材があった。

防災資機材は、地方本部独自で市町村に対し供給することは原則なく、市町村から県本部への要請を受け、県本部が各地方本部へ指示を出す流れとなっていることを踏まえると、防災危機管理課の台帳における備蓄場所等の誤りは、円滑かつ迅速な防災資機材供給の阻害要因となることから、備蓄品数や設置場所等について各地方本部と情報共有を行い、正確な台帳記載に努められたい。

3 防災資機材等の定期的な更新について

食糧・水については定期的に更新されているが、防災資機材については動かない発電機があるなど更新が行われていない。このため、耐用年数や使用期限を勘案した更新計画の策定について検討されたい。

4 保管場所の防災対策の徹底について

防災資機材等の保管場所の一部において耐震性が不明であるところや、洪水浸水想定区域にあるところがあった。対策として、災害発生予想時に施設内の高い階や近隣の県施設へ運搬するとしているが、効率的な対策とはいえない。令和5年5月に策定した県防災拠点整備基本構想においても課題として挙げられており、既に「大規模災害に備えるための物資備蓄に関する調査業務」を委託し、その中において検討が進められていると承知しているが、合同庁舎に限らず、耐震性があり浸水等災害発生のおそれのない保管場所を検討されたい。

5 防災資機材の点検責任者の設置、点検整備計画の作成について

県防災計画においては、防災資機材の保管機関に点検責任者の設置と点検整備計画の作成を求めているが、実施が必要な主な機関として県本部や地方本部が明示されていないことから、県本部及び各地方本部では、いずれも実施されていない。

しかしながら、防災資機材を保管していることに変わりではなく、災害時において防災資機材が正常に機能することを担保するためにも点検責任者の設置と点検整備計画の作成について検討されたい。

6 執務室の安全対策の徹底について

執務室の安全対策については、ほとんどの執務室において概ね対策が講じられていた。しかしながら、予算や時間の確保が難しいなどの理由により、対策が進んでいない執務室が3割程度ある。

災害発生時の職員の安全はもちろん県本部や地方本部の運営、非常時優先業務の継続を考えると、全ての執務室において対策を講じることが必要なことから、早急な対応を検討されたい。

7 総括的な意見

各着眼点に応じた意見については、上記1～6で述べたとおりだが、ここでは監査を実施する過程で明らかになった点などを踏まえ、総括的な意見について述べる。

まず、地方本部の業務について、県防災計画と各地方本部の運営マニュアル等に相違があることがわかった。

県防災計画では、地方本部の範囲内で対策を実施・調整できる事務は地方本部において対処することとされており、また、地方本部単位で市町村との情報収集伝達や避難指示の実施などの地震防災応急訓練を実施することとされている。

しかしながら、市町村への防災資機材供給は、原則、県本部の指示を受けて行われる仕組みとなっており、独自の供給についてマニュアル等で想定している地方本部は一部しかなく、地方本部単位での市町村との情報収集伝達等の訓練が行われていない地方本部もあった。

また、災害発生時の市町村の被害状況は、主に県総合防災情報システムにより県本部に直接、あるいは県出先機関を通じて本庁担当部署へ報告され、状況が把握される流れとされており、情報収集・伝達をはじめリエゾン派遣などの支援業務、防災資機材の供給などについては、原則県本部の指示を受けて行うこととされており、ほとんどの地方本部において、独自の判断で対策を実施・調整する事務がマニュアル等で明らかになっておらず、職員からの聞き取りにおいても明確なイメージを持っていない状況であった。

一方で、各地域県民センターには、地方本部の運営を担うことになる地域防災幹及び消防・防災の担当者が配置され、平素から、地域における防災意識の普及・啓発、防災リーダーの育成、防災組織の活性化に一定の役割を果たしている。

県防災計画にある「地方本部の範囲内で対策を実施・調整できる事務は地方本部において対処する」とは災害時に臨機応変な対応をすることを示しているとのことだが、平時において災害発生時に必要となる事務を想定し、情報通信技術の進化や普及状況、災害発生時の情報収集・伝達、救助・救援等の具体的な活動内容とその流れを踏まえた上で、真に必要な地方本部の役割や体制を精査し、県防災計画等に位置付けることを検討されたい。

最後になるが、令和6年元日に発生した能登半島地震においては、交通インフラが寸断され、被災地が孤立するとともにライフラインが広範囲にわたり途絶するなど、改めて防災資機材等の重要性が浮き彫りになったところである。本県からも応援要員が派遣されているが、この地震における被害状況や支援物資にかかる被災者ニーズ等への対応状況を検証し、備蓄をはじめとした本県における防災対策の強化につなげることを期待する。

令和5年度行政監査調書①（質問票）

県本部・県民センター・防災安全センター用:Qの末尾に（ ）書きで、回答所属の記載のない設問は、全ての所属がお答えください

<調達>

Q1 備蓄すべき資機材及び食糧・水を計画数量備蓄しているか（備蓄数量を別途資料で提出すること）

- ① 備蓄している
- ② 一部備蓄していない ②③の場合（具体的な品目と理由等を記入）
- ③ 備蓄していない 品目（ ）
理由等（ ）

<管理：共通>

Q2 備蓄している資機材及び食糧・水の数量・消費期限・耐用年数等を台帳等で管理しているか

- ① 台帳等により全て管理している（管理方法を記入）
- ② 台帳等により数量は管理しているが、使用期限・耐用年数は把握していない
- ③ 台帳等によって管理していない ②③の場合（理由等を記入）

Q3 現品確認（数量等確認）を定期的に行っているか

- ① 定期的に行っている（「〇年に〇回 防災訓練に合わせて」等具体的な状況を記入）
- ② 不定期で実施している（直近の実施年月日と実施時期の考え方を記入）
- ③ 行っていない（理由等を記入）

Q4 備蓄すべき資機材及び食糧・水の数量・品目の見直しを行っているか（例：段ボールベッドの追加等）

- ① 見直しを行っている（定期的に行っている。〇年ごとなど具体的に）
- ② 見直しを行っていない（理由等を記入）

Q5 食糧や水・資機材の更新にあたっては効果的・効率的な物品を選定しているか（例：更に長期保存可能な水、省電力機器等）

- ① 選定している（具体的な品目名を記入）
- ② 選定していない（理由等を記入）

<管理：食糧・水>

Q6 食糧・水は消費期限切れとなっていないか（県本部・県民センター）

- ① 全て消費期限内である
- ② 一部消費期限が切れているものがある ②③④の場合（理由等を記入）
- ③ 全て消費期限が切れている
- ④ 消費期限を把握していない

Q7 食糧・水は定期的に更新しているか（県本部・県民センター）

- ① 定期的に行っている（「水〇年に1回、食糧〇年に1回」等具体的な状況を記入）
- ② 定期的に行っていない ②③の場合（理由等を記入）
- ③ その他（具体的な更新方法を記入）

Q8 更新に当たっては更新される食糧や水を有効活用しているか（県本部・県民センター）

- ① 活用している（具体的な活用方法を記入）
- ② 活用していない（理由等を記入）

<管理：資機材>

Q9 点検責任者を定めているか

- ① 定めている（所属、職氏名を記入）
② 定めていない ②の場合
ア 点検責任者を定めることを知らなかった
イ 規定は承知していたが定めてなかった（理由等を記入）
ウ その他（理由等を記入）

Q10 点検整備計画を作成しているか

- ① 作成している
② 作成していない ②の場合
ア 点検整備計画を作成することを知らなかった
イ 規定は承知していたが作成していなかった（理由等を記入）
ウ その他（理由等を記入）

Q11 点検を実施しているか

- ① 定期的の実施している（〇年に1回）
② 不定期で実施している（前回実施年月日、点検実施時期の考え方を記入）
③ 実施していない（理由等を記入）

Q12 使用できない資機材はないか

- ① 使用できないものはない
② 一部ある ②③の場合
③ 把握していない ア 修理・更新の必要性は承知しているが予算がない
イ 計画的に修繕している途中（具体的な計画を記入）
ウ その他（理由等を記入）

Q13 資機材の更新を行っているか

- ① 計画的に更新している ①の場合 ア 耐用年数により計画的に更新
イ 点検結果により更新
ウ その他（具体的に記入）
② 更新を行っていない（理由等を記入）

<保管>

Q14 保管場所はどこか（具体的な場所を記入する）例：防災新館4階・敷地内防災備蓄倉庫等
※配置図を提出してください

Q15 保管場所として選定した理由はなにか（具体的な理由を記入）

Q16 保管場所の建物の倒壊対策を講じているか

- ① 講じている
② 講じていない（理由等を記入）

Q17 保管場所の周囲に倒壊の恐れのある建物はないか（倒壊により搬出できなくなる恐れはないか）

- ① 恐れのある建物がある（具体的に記入）
- ② 恐れのある建物がない

Q18 保管場所に破損や雨漏り等はないか

- ① 破損等がある（具体的に記入） ①の場合
- ② 破損等はない 修繕の計画の有無を記入

Q19 保管場所の盗難対策を講じているか

- ① 対策を講じている（「施錠している」等の具体的な対策を記入）
- ② 対策を講じていない（理由等を記入）

Q20 保管している発電機を動かす燃料の調達方法について対策を講じているか

- ① 対策を講じている（具体的に記入）
- ② 対策を講じていない（理由等を記入）

Q21 保管場所において資機材等の落下防止や棚の転倒防止対策を講じているか

- ① 対策を講じてある
- ② 一部（概ね20％）の対策を講じていない ②③④⑤の場合
- ③ 一部（概ね50％）の対策を講じていない ア 優先順位を付けるなど、計画的に対策を実施
- ④ 一部（概ね80％）の対策を講じていない イ 費用がかかり、予算等の確保が困難
- ⑤ 対策を全く講じていない ウ 対策を行う時間的余裕がない
エ 一時的な保管・設置のための備品
オ その他（理由等を記入）
- ⑥ その他（「平積みのため対策の必要性がない」等の状況や理由を記入）

Q22 保管場所から直ちに搬出できるよう整理しているか

- ① 資機材毎に整理しており、直ちに必要なものを取り出せる状況である
- ② 資機材毎に整理しているが、別のものをどかして取り出す必要がある
- ③ 資機材毎に整理していない

Q23 保管場所は災害想定区域内か

- ① 災害想定区域内ではない
- ② 災害想定区域内である ②の場合
ア 洪水浸水想定区域
イ 土砂災害警戒区域
ウ その他（具体的に記入）

Q24 災害想定区域内にある場合は防災対策を講じているか

- ① 防災対策を講じている（具体的な対策を記入）
- ② 災害予想時に別の場所へ搬出する（搬出予定箇所を記入）
- ③ 特に対策を講じていない（対策を講じることのできない理由等を記入）

<運用>

Q25 防災資機材等を使用した訓練は実施しているか

- ① 定期的実施している（「〇年に〇回」等実施状況を記入）
- ② 不定期で実施している（直近の実施年月日と実施時期の考え方を記入）
- ③ 実施していない（理由等を記入）

Q26 市町村が配備している防災資機材等の数を把握しているか

- ① 全て把握している
- ② 一部把握している（具体的な市町村名を記入）
- ③ 把握していない（理由等を記入）

Q27 防災資機材等の市町村への供給に向けた運営体制を整備しているか

- ① 整備している（具体的な運営体制の資料を提出）
- ② 整備していない（理由等を記入）

Q28 運搬方法も含めた防災資機材等の供給の手順書等を作成しているか

- ① 作成している
- ② 作成していない（理由等を記入）

Q29 市町村との連絡を含めた運営訓練は実施しているか（県本部・県民センター）

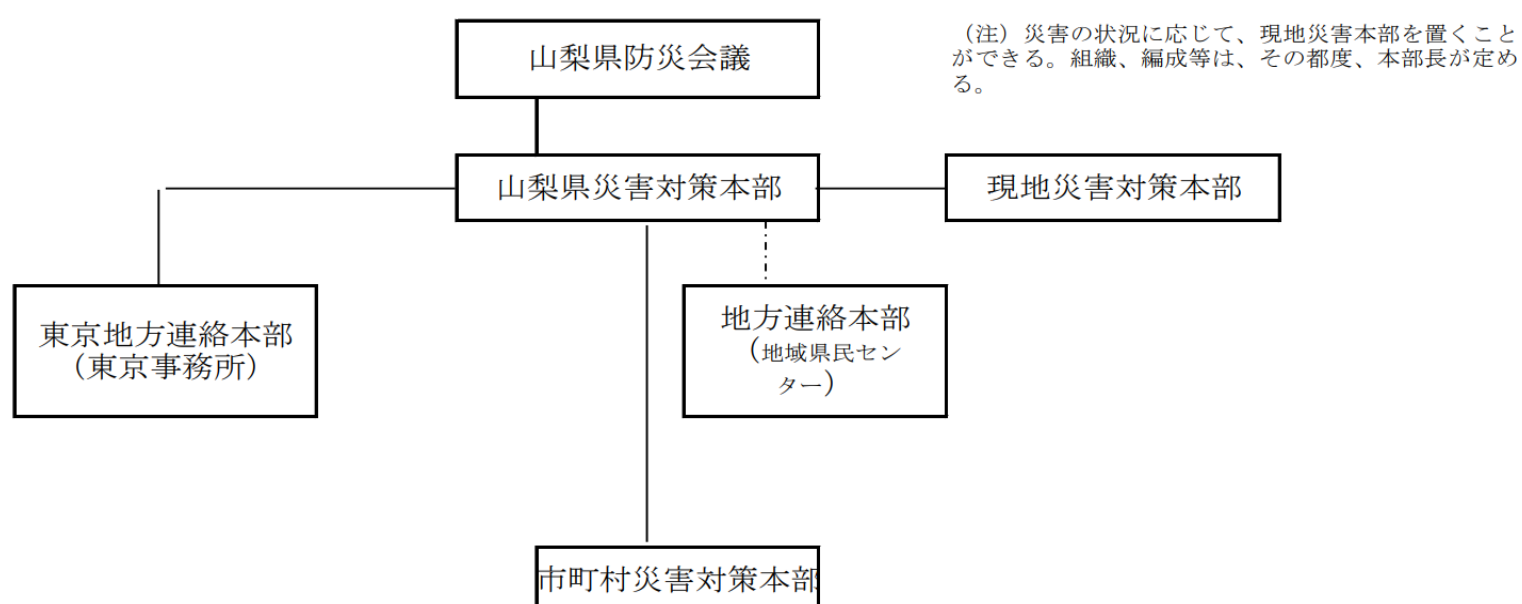
- ① 実施している
- ② 実施していない（理由等を記入）

Q30 地域防災計画の一般災害編と地震編における組織系統図※について、各地方連絡本部（地域県民センター）と市町村災害対策本部の位置付けが異なるが、それはどのような理由によるものか（県本部）

※第2編（一般災害編）第3章（災害応急対策）における組織系統図

(2) 県災害対策本部の概要

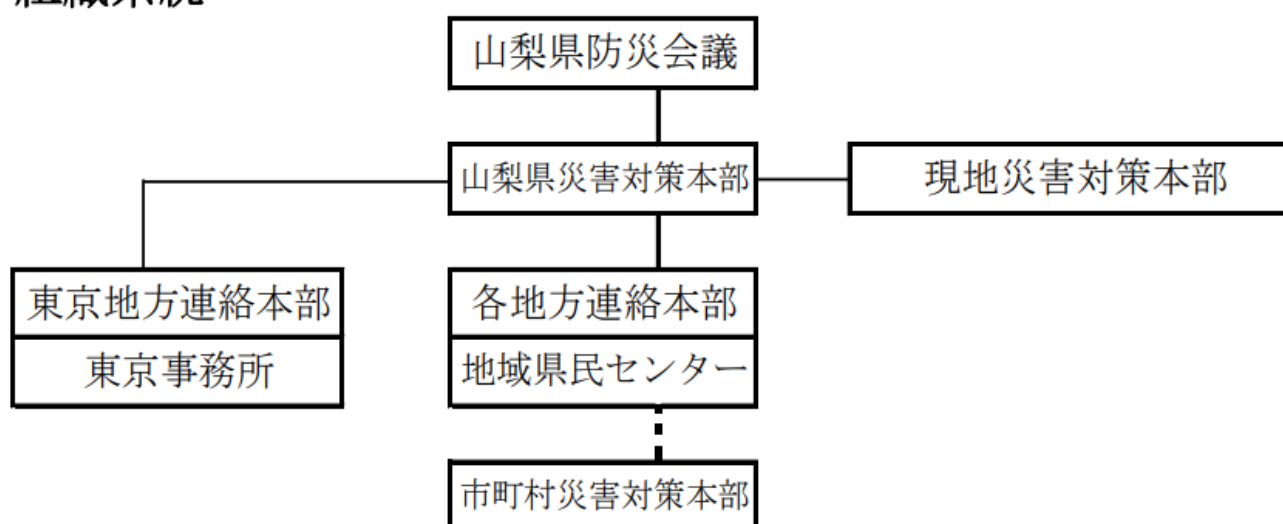
ア 組織系統



※第3編（地震編）第3章（地震災害応急対策）における組織系統図

(2) 県本部の概要

ア 組織系統



具体的に記入してください